

第 76 回倫理委員会議事要旨（2022 年 3 月 10 日）

I 日時：

2022 年 3 月 10 日（木）10:00~12:00

II 場所：

オンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

高濱滋（委員長）、樋口誠之（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石塚雅博、太田秀哉（※）、
小貫裕文、高田篤、箱田順哉、林隆敏（※）、林祐樹（※）、南成人、武藤智帆
福川裕徳オブザーバー

○ 日本公認会計士協会

小倉加奈子（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 協議事項

1. テクノロジーNAM (Non-authoritative material) について

担当副委員長から、国際会計士倫理基準審議会（The International Ethics Standards Board for Accountants）（以下「IESBA」という。）のテクノロジー・ワーキンググループと共同で検討している、テクノロジーに関する非公式な文書（Non-authoritative material）（以下「NAM」という。）について説明がなされた。

NAM は、IESBA 倫理規程の利用者が、その適用に当たっての理解を深めるためのガイダンスを提供するものである。今回検討しているテクノロジーNAM は、進化したテクノロジーが職業会計士の倫理的行動に与える影響について、具体的なシナリオを用いて、留意点や参照すべき倫理規程を示すものとなっている。

現在、八つのシナリオを作成しており、今回の倫理委員会では、そのうちの三つのシナリオ（シナリオ A から C まで）について説明がなされた。

【主なご意見】

○ 今回、IESBA への協力の一環として NAM の作成を行っているが、継続的にこのようなプロジェクトを続けるとともに、日本で事例を充実させていくこともよいのではないか。

（ご意見への対応）

テクノロジー以外のカテゴリに関しても同様に日本における事例を作成し、今後、海外に発信していくことも考えられる旨を回答した。

- NAMは「Non-authoritative material」ではあるが、「非公式」の性格ではないと考える。協会の名称が付いた文書であるため、公式文書ではあるが、絶対に遵守しなければならないものではなく、また、違反した場合に責任が問われるものではないという意味において「authorize」されていないという性格なのではないか。

(ご意見への対応)

いただいたご意見も踏まえて、検討を行っていく旨を回答した。

2. 職業倫理解釈指針の改正について（非保証業務以外）

担当副委員長から、昨年11月に公開草案として公表した新しい倫理規則に基づいた「職業倫理に関する解釈指針」の改正状況について説明がなされた。具体的には、全体の構成や規範性に関する内容のほか、「報酬依存度が5年連続15%を超える状況」に関するQ&Aや、「報酬関連情報の開示」に関するQ&Aについて、3月1日に開催された倫理委員会有識者懇談会で出された意見の紹介と、それを踏まえた対応案について説明がなされた。

なお、今回の見直しにより、現行の「職業倫理に関する解釈指針」は廃止して、新たに実務ガイダンスとして「倫理規則に関するQ&A」（仮称）を公表する予定としている。

【主なご意見】

- 「規範性」という表現は使わない方がよいのではないかと。通常は倫理規則本体だけではなく、その実務ガイダンス等についても規範性があるものと解釈されるものとする。「規範性」のある文書は、必ず遵守すべきものだけでなく、望ましいものがあれば状況に応じて選択することができるものも含め、全てを包含するのではないかと。

(ご意見への対応)

「規範性」という表現については議論があるところであると理解するが、国際的にもFAQ (Frequently Asked Questions) は遵守が要求されていないため、我が国においても同様の位置付けを想定している旨を回答した。

- 有識者懇談会におけるコメントの中に、「冒頭の「本実務ガイダンスの目的」で「解釈を示す」と記載してしまうと、規範性があるものと理解される可能性があるのではないかと。「参考になる」という表現にしてはどうか。」というものがあつたが、実務ガイダンスの性質に鑑みると、解釈を示さないはずはないのではないかと。「規範性」には、「判断、評価、行

¹ 「規範性あり／なし」という表現は、会則第48条が規定する「会員が遵守すべき基準等」に該当するかどうかという意味で使用している。

為などのよりどころとなる手本や基準」という意味があり、恐らくそのように理解されている人が多いと思われる。誤解を避けるために「規範性がある（又はない）」という表現は直接的には使用せず、協会の会則が定める「会員が遵守すべき基準等」に該当するかどうかを指しているということを注意書き等で入れることがよいのではないかと。

（ご意見への対応）

「規範性」という表現については使い方を慎重に考えなければならないと考えている旨、また、会員が正しく理解できるように、しっかりと説明していくことが必要と考えている旨を回答した。

- 従来の解釈指針は廃止し、実務ガイダンスとして公表するということであるが、公表物の性格（規範性の有無）が変わるのであれば、その関係性について明示しなければ、会員は、単に従来の解釈指針が実務ガイダンスに置き変わったと誤解する可能性がある。

（ご意見への対応）

現行の解釈指針と改正後の実務ガイダンスの関係性については、今後、倫理規則や実務ガイダンスに関する研修等において説明をする際に、強調して伝えていくことを考えている旨を回答した。

3. 倫理規則の公開草案に対するコメントの状況について

担当副委員長から、倫理規則の公開草案に対するコメントの検討状況について、適用時期、報酬、非保証業務、守秘義務等に関する規定に寄せられたコメントやその対応案に関して説明がなされた。併せて、3月1日に開催された倫理委員会有識者懇談会で出された意見について説明がなされた。

【主なご意見】

- 適用時期について、有識者懇談会で慎重な意見が述べられている印象を受けたが、公開草案で提案された当初案のとおり、2023年4月から適用とすることの理由を確認したい。慎重な検討が必要ではないか。

（ご意見への対応）

IESBA 倫理規程の適用時期から時間を置かずに適用することが原則的な方針であると考えており、また、今回は非常に重要な改正であり、国際的な規則との整合性を勘案する必要があると考えているが、引き続き検討を行う旨を回答した。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp